

令和元年度
全国がん登録 届出講習会

全国がん登録と
病院の責務と届出について

宮城県立がんセンター 宮城県がん登録室

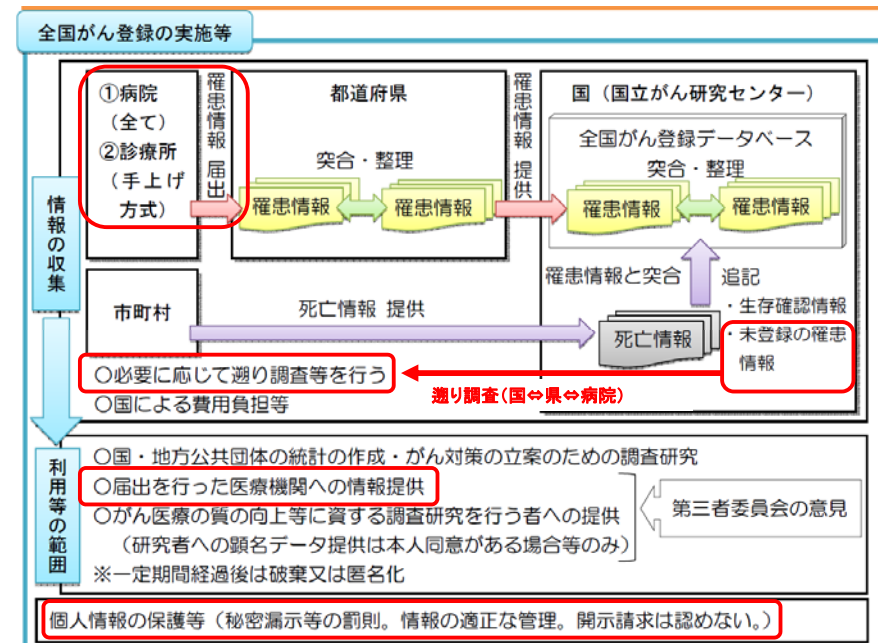
内容

- 全国がん登録と病院の責務
- 届出
- 遡り調査

全国がん登録とは

- がんと診断されたすべての人のデータを、国でひとつにまとめて集計・分析する仕組み
- がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握・分析調査研究を推進し、がん対策の推進に役立てることを目的として実施
- **がん登録等の推進に関する法律(がん登録推進法)**に基づき、平成28年1月から開始
- **すべての病院及び指定診療所は、原発性のがんについて初回の診断が行われたときは、宮城県知事へ届け出ることが義務付けられています。**

法律の概要は、宮城県が作成した別添の資料のとおりです。



関係者相互の連携及び協力 (法第4条)

- 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

5

病院等による届出 (法第6条)

- 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下この章において「病院等」という。）の**管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。**

6

届出の勧告等 (法第7条)

- 第七条 都道府県知事は、**病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。**
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、**同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。**

7

協力の要請 (法第16条)

- 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、**市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。**
- ◆ 届出の内容について、確認のため**照会**することがあります。
- ◆ 届出の内容に不備がある場合、**届出の修正・再提出**をお願いすることがあります。
- ◆ 届出漏れと考えられる場合、**遡り調査**へのご協力をお願いします。

8

病院等への提供 (法第20条)

- 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

⇒ 病院等の管理者からの請求に基づき、都道府県知事は当該病院等が届出した都道府県がん情報(生存確認情報及び附属情報)を提供 **死因と死亡日**

自院における正確な生存率を計算することなどに役立ちますので、ご活用ください。
詳しくは、宮城県がん登録室までお問い合わせください。

9

秘密保持義務 (法第28条第7項)

- 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

過去に従事していた方についても義務がありますので、ご注意ください

10

その他の義務 (法第29条第7項)

- 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

過去に従事していた方についても義務がありますので、ご注意ください

11

罰則 (法第55条)

- 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

12

内容

- 全国がん登録と病院の責務
- 届出
- 遡り調査

届出の必要ながんの種類

1. 悪性新生物及び上皮内がん
 - 例 ○○癌、○○上皮内癌、○○肉腫、悪性○○腫瘍、転移性○○腫瘍、白血病、多発性骨髄腫
2. 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（良性・良悪性不詳も含む。）
 - 例 脳腫瘍、髄膜腫、下垂体腺腫
3. 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
 - 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
 - 境界悪性漿液性のう胞腺腫
 - 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
 - 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
 - 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
 - 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
 - 境界悪性明細胞のう胞腫瘍
4. 消化管間質腫瘍(GIST)

届出の必要な患者

当該病院等における初回の診断が行われた患者

- 初回の診断とは
 - 当該病院等において、当該がんに関して初めての、診断及び／又は治療等の診療行為のこと
 - 入院・外来を問わない。
 - 紹介かどうかを問わず、貴院において、がんに対する診療行為を行った場合には、届出が必要です。診療行為には、ターミナルケアはもちろんのこと、経過観察だけの場合も含まれます。
 - 宮城県ホームページ「全国がん登録に関するお知らせ」
『全国がん登録に関するQA』に詳しい例が掲載されています。
- 診断とは
 - 必ずしも病理学的な確定診断を要しません。
 - 画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含みます。

届出の不要な患者(1)

- 当該病院等が過去に届出をした原発性のがんから転移又は再発したがんに対して、同病院等で診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、改めて届け出る必要はありません。
 - 例 H29年に診断したため、届出を行った胃がんの患者さん。その後、H30年に肝臓への転移を発見した場合、すでに胃がんについて届出を行っているため届出は不要。

届出の不要な患者(2)

- がんの診断を行っていない場合
 - 例 「がん疑い」で診断も含めて他院に紹介し、その後自施設を受診していない
- がんの治療を行っていない場合
 - 例 がんについて他院で診断/治療されているが、自施設では、高血圧の治療だけを行っている場合
- がんの検査や処方をしている場合には、届出が必要です。
 - 宮城県ホームページ「全国がん登録に関するお知らせ」
『全国がん登録に関するQA』に詳しい例が掲載されています。

多重がん

- 同じ患者に、2つ以上の独立した届出対象の原発性のがんが発生した場合を多重がんと定義
 - 例1 胃がんと大腸がん
 - 例2 右の乳がんと左の乳がん
- 1つのがんの診断及び/又は治療等の経過中、あるいは同時に、別のがんが診断されたときは、それぞれについて別々に届出が必要です。
- ご不明なときは、宮城県がん登録室までお問い合わせください。

チェックすると入力できるようになります

全国がん登録届出票①

この資料の末尾に添付

患者基本情報

腫瘍情報

初回の治療情報、その他

患者基本情報

項目番号	項目名
1	病院等の名称
2	診療録番号
3	カナ氏名
4	氏名
5	性別
6	生年月日
7	診断時住所

- 基本情報は、同一人物の複数のデータを一つにまとめる際に、重要な項目です。入力ミスの無いようご注意ください。
- マニュアルに詳しい説明があります。不明なときは、マニュアルをご確認ください。

腫瘍情報

項目番号	項目名	
8	側性	体のどこに どんな種類のがんが できたのか
9	原発部位	
10	病理診断	
11	診断施設	そのがんは、 いつ、どんな経緯で 見つかったか どの施設で どんな検査で 診断されたのか
12	治療施設	
13	診断根拠	
14	診断日	
15	発見経緯	そのがんの 進み具合は どの程度か
16	進展度・治療前	
17	進展度・術後病理学的	

本日この後、講義・演習を通してご説明します。

21

初回の治療情報、その他

項目番号	項目名	
18	外科的治療の有無	そのがんに対して、 自施設でどんな 治療をしたのか 手術した結果、病巣は 取りきれたのか
19	鏡視下治療の有無	
20	内視鏡的治療の有無	
21	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲 (観血的治療)	
22	放射線療法の有無	自施設での死亡日
23	化学療法の有無	
24	内分泌療法の有無	
25	その他の治療の有無	
26	死亡日	同一人物の照合に 役立つ情報
番号なし	備考	

本日この後、講義・演習を通してご説明します。

22

宮城県における届出時期

病院の種類	届出時期	平成31年度 (対象は平成30年症例)
がん診療連携拠点病院 (県内7施設)	当該病院等における初回の 診断が行われた日の属する 年の翌年の4月から8月末ま で	平成31年4月から8月末 まで
上記以外の病院 及び 知事指定診療所	当該病院等における初回の 診断が行われた日の属する 年の翌年の4月から9月末ま で	平成31年4月から9月末 まで

※平成28年11月30日付 宮城県保健福祉部長通知 疾感対第802号「全国がん登録の届出時期について」による

- 国のマニュアルでは「随時」となっていますが、**宮城県では年に1回まとめたの提出**です。
- 宮城県がん登録室では、すべての届出を審査し、同一人物の同じがんについてはひとつにまとめた上で、12月末まで国に提出する必要があります。**遅れることのないよう期限の厳守をお願いいたします。**

23

マニュアル 11ページ

「がん」ではなかったと判明した場合

- 届出後に、紹介先の病院等から「がんではなかった」という情報が提供された場合など
- もし、「がん」ではなかった場合、「がん」として登録されたままとなる可能性があります。
- 当室までご連絡をお願いします。

24

届出情報の作成時期の例

例	情報の作成時期
自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明	・他施設に紹介時 ・患者来院中断が明らかになった時
自施設で初回治療を開始	・計画された一連の初回治療の終了時 ・初回治療方針「経過観察」の決定時
他施設で初回治療開始後に自施設に受診して初回治療を継続	・計画された一連の初回治療の終了時
他施設で診断、初回治療終了後自施設を受診 剖検で初めて発見されたがん	・自施設受診時 ・診断確定時

届出には初回治療情報が必要なので、ある程度情報が揃った時点での作成をお勧めします。 25

届出対象の抽出・作成

- では、対象患者をどのように抽出・作成するとよいか？

1. 可能性のある患者を漏れなくリストアップ
2. 対象外の患者を的確に除外
3. 効率よく登録・データ化

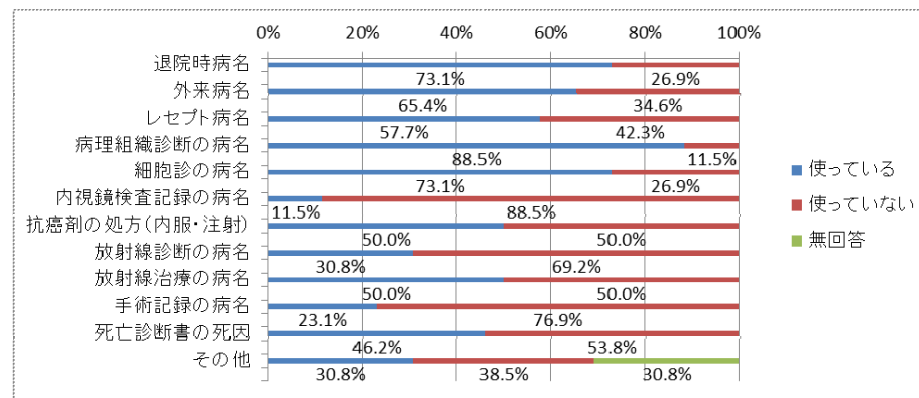
26

情報源とその特徴

情報源	特徴
退院時病名・サマリー	詳細な情報、入院患者のみ
外来病名	
レセプト病名	疑い病名
病理診断報告書	正確、専門用語が使われる
検査記録(内視鏡・超音波検査等)	正確、専門用語が使われる
放射線診断報告書	正確、専門用語が使われる
放射線照射記録	正確、専門用語が使われる
抗がん剤の処方(処方箋・注射箋)	
手術台帳	専門用語が使われる
死亡診断書	
紹介状	
各種診断書等	
医師・診療科から	協力が必要

27

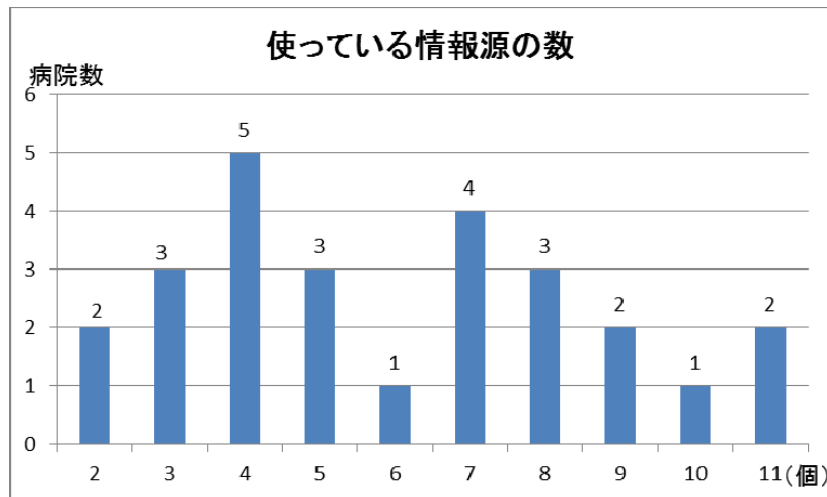
届出対象の抽出に利用する情報源 (例: 東北地方のがん診療連携拠点病院等)



東北がんネットワークがん登録専門委員会のアンケート調査(H27.10実施)

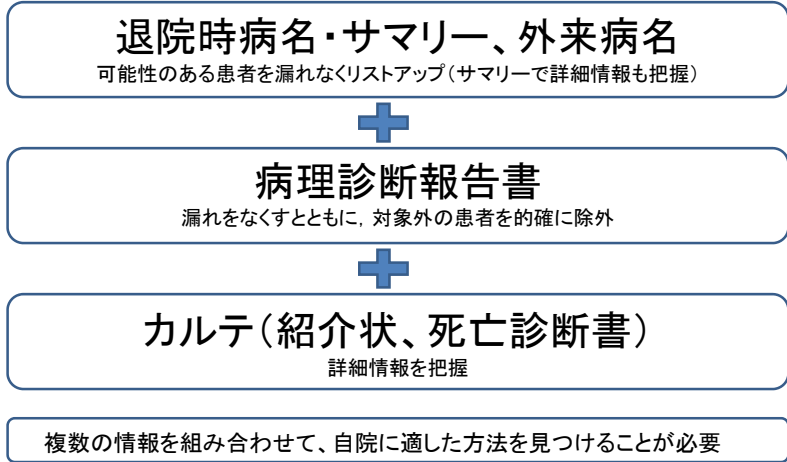
28

届出対象の抽出に利用する情報源 (例: 東北地方のがん診療連携拠点病院等)



東北がんネットワークがん登録専門委員会のアンケート調査 (H27.10実施) 29

届出対象の抽出に利用する情報源 (お勧めの方法)



30

漏れなく、効率よくするために

- 院内での相談・協力
 - ① 医師、診療科
 - ② 他の専門職、他の部門(検査、放射線など)
 - ③ データ作成・管理部門
- 院内での体制整備
 - ① 会議や委員会で検討
 - ② 届出手続きの明確化

31

がん登録の対象となるICD-10コード (国立がん研究センター 2019/3/13)

ICD-10コード	部位	名称	標準病名集に存在する病名
C00_ ~ C97	-	悪性新生物	-
D00_ ~ D09_	-	上皮内癌	-
D18.0	頭蓋内	頭蓋内血管腫	頭蓋内血管腫
D18.1	-	リンパ管腫	リンパ管腫
D32_	-	髄膜の良性腫瘍	-
D33_	-	脳および中枢神経系の良性腫瘍	-
D35.2 ~ D35.4	-	下垂体、頭蓋咽頭管、松果体の良性腫瘍	-
D42_ ~ D43_	-	脳および中枢神経系の性状不詳腫瘍	-
D44.3 ~ D44.5	-	下垂体、頭蓋咽頭管、松果体の性状不詳腫瘍	-
D45	-	真性多血症	-
D46_	-	MDS	-
D47.1	-	慢性骨髄増殖性疾患	骨髄増殖性疾患
D47.3	-	本態性血小板血症	本態性血小板血症
D47.4	-	骨髄線維症	-
D47.5	-	慢性好酸球性白血病	-
D47.7	-	リンパ組織・造血器の性状不詳腫瘍	-
D47.9	-	リンパ組織・造血器の性状不詳腫瘍	なし

コード末尾の「_」は、0~9のいずれかの数字が入ることを示す。

- は、右の名称にある部位が対象であることを示す。

- は、左のコード・名称について、細分された名称が標準病名集に記載されていることを示す。

32

内容

- 全国がん登録と病院の責務
- 届出
- 遡り調査

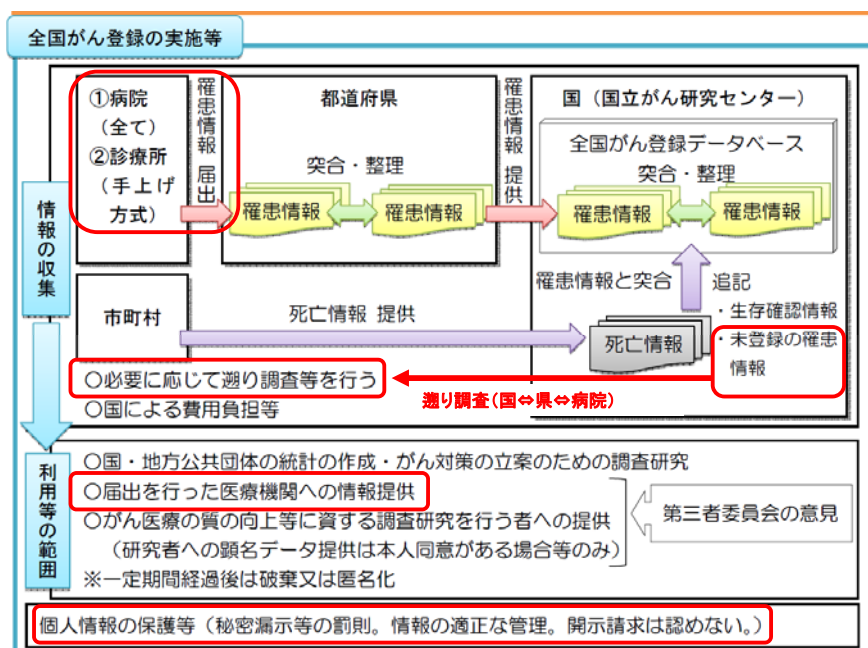
遡り調査

- 届出漏れと考えられる場合の調査
 - 国は、全国がん登録情報と死亡者情報票(死亡届・死亡診断書)と照合し、その結果判明した、全国がん登録データベースに記録されるべき情報であって、**死亡者情報票によって新たに把握されたがん情報を把握**
 - 法第14条に基づき、厚生労働大臣が都道府県知事に通知
 - 法第16条に基づき、都道府県知事が、市町村長、病院等の管理者その他の関係者に対し、協力を依頼
 - **がん登録室から、死亡診断書を作成した病院等に対し、法律に基づく一定の期間内に当該がんに関する届出が行われなかったものとして、遡って届出を求めます。**

国が行う調査です。ご協力をお願いいたします。

遡り調査の届出

- 全国がん登録遡り調査票 この資料の末尾
 - 「死亡診断書のがんについて」の項目を除き、届出票と同じ
 - 「死亡診断書のがんについて」は、あてはまる番号を選択し、記入等の対応をお願いします。



☑ 全国がん登録溯り調査票①

死亡診断書のがんについて 1 通常回答

死亡診断書が記載されたがんについて、あてはまる番号を選択し、記入等の対応をお願いします。

1. 通常回答
2. 死亡診断書に記載されたがんは調査対象とは異なる
3. 死体検案
4. 死亡診断書には調査対象のがんの記載なし
5. 調査対象者の該当なし
6. 調査対象腫瘍の詳細診療情報なし

「死亡診断書のがんについて」への記載と対応

死亡診断書のがんについて		調査への対応
区分	意味	
1 通常回答	調査票に記載されたがんの診断をしたが、届出が漏れていた場合	調査対象のがんについて、詳細情報を調査票に記入し、届出します。
2 死亡診断書に記載のがんは調査対象とは異なる	<ul style="list-style-type: none"> 当該患者のがんの診断をしたが、調査票の原発部位等が異なる場合 行政による死亡者情報票作成時の間違い等 	修正情報とともに、正しい詳細情報を調査票に記入し、届出します。
3 死体検案	死体検案のため詳細情報を持たない	調査票の「死亡診断書のがんについて」の該当する区分をチェックし、届出します。詳細情報の記入は必要ありません。
4 死亡診断書には調査対象のがんの記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書に「がん」の記載なし。 行政による死亡者情報票作成時の間違い等 	調査票の「死亡診断書のがんについて」の該当する区分をチェックし、届出します。初回診断・治療を実施した病院等の名称が分かれば、備考欄に記入してください。
5 調査対象者の該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 行政による死亡者情報票作成時の間違い等 死亡診断医師・遺族の誤記等 	
6 調査対象腫瘍の詳細診療情報なし	死亡診断書を作成し、「がん」の記載をしたが、診断・治療病院ではないため詳細情報はない場合	

今年度の遡り調査

- 今年度の遡り調査 平成29年症例(昨年度の届出対象)
 - 8月、国から都道府県に通知される見込み
 - 9月上旬、がん登録室から病院に通知する予定
 - 回答期限は9月末
 - 調査票に記入し、期限内での届出をお願いします。
 - また、対象者の中には全国がん登録開始以前に診断された可能性がある症例も含まれますが、国が行う調査です。可能な限りご協力をお願いいたします。
- 地域がん登録での遡り調査 平成27年までの症例
 - 地域がん登録へご協力をいただいている施設では、引き続き法施行前の症例の遡り調査へご協力をお願いします。

「がん登録等の推進に関する法律」の概要について

がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年十二月十三日法律第百十一号） 抜粋

（関係者相互の連携及び協力）

第四条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（病院等による届出）

第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
- 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
- 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
- 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
- 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
- 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
- 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
- 九 その他厚生労働省令で定める事項

2～5 （略）

（届出の勧告等）

第七条 都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（協力の要請）

第十六条 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(病院等への提供)

第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報 (厚生労働省で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。) の提供の請求を受けたときは、全国がんデータベースを用いて、その提供を行わなければならない。 この場合においては、第十七条第一項ただし書きの規定を準用する。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務)

第二十八条 1～6 (略)

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務)

第二十九条 1～6 (略)

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

✓ 全国がん登録遡り調査票①

死亡診断書のがんについて		1 通常回答			
①病院等の名称		東京都 ■テスト病院			
②診療録番号		<input type="text"/> (全半角16文字)			
③カナ氏名		シ <input type="text"/> (全角カナ10文字)	メイ <input type="text"/> (全角カナ10文字)		
④氏名		氏 <input type="text"/> (全角10文字)	名 <input type="text"/> (全角10文字)		
⑤性別		<input type="checkbox"/> 1. 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 女性			
⑥生年月日		<input checked="" type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 1. 明治 <input type="checkbox"/> 2. 大正 <input type="checkbox"/> 3. 昭和 <input type="checkbox"/> 4. 平成 <input type="text"/> 1961 年 <input type="text"/> 1 月 <input type="text"/> 2 日			
⑦診断時住所		都道府県選択		東京都	
		市区町村以下		星川市東区赤坂3-4-1 (全半角40文字)	
腫瘍の種類	⑧側性		<input type="checkbox"/> 1. 右 <input type="checkbox"/> 2. 左 <input type="checkbox"/> 3. 両側 <input type="checkbox"/> 7. 側性なし <input type="checkbox"/> 9. 不明		
	⑨原発部位	大分類	<死亡者情報票の記載のとおり>		
		詳細分類	<死亡者情報票の記載のとおり>		
⑩病理診断	組織型・性状	<死亡者情報票の記載のとおり>			
診断情報	⑪診断施設		<input type="checkbox"/> 1. 自施設診断 <input type="checkbox"/> 2. 他施設診断		
	⑫治療施設		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で初回治療を開始 <input type="checkbox"/> 3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 <input type="checkbox"/> 4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 <input type="checkbox"/> 8. その他		
	⑬診断根拠		<input type="checkbox"/> 1. 原発巣の組織診 <input type="checkbox"/> 2. 転移巣の組織診 <input type="checkbox"/> 3. 細胞診 <input type="checkbox"/> 4. 部位特異的腫瘍マーカー <input type="checkbox"/> 5. 臨床検査 <input type="checkbox"/> 6. 臨床診断 <input type="checkbox"/> 9. 不明		
	⑭診断日		<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 4. 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
	⑮発見経緯		<input type="checkbox"/> 1. がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 <input type="checkbox"/> 3. 他疾患の経過観察中の偶然発見 <input type="checkbox"/> 4. 剖検発見 <input type="checkbox"/> 8. その他 <input type="checkbox"/> 9. 不明		
進行度	⑯進展度・治療前		<input type="checkbox"/> 400. 上皮内 <input type="checkbox"/> 410. 限局 <input type="checkbox"/> 420. 領域リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430. 隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440. 遠隔転移 <input type="checkbox"/> 777. 該当せず <input type="checkbox"/> 499. 不明		
	⑰進展度・術後病理学的		<input type="checkbox"/> 400. 上皮内 <input type="checkbox"/> 410. 限局 <input type="checkbox"/> 420. 領域リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430. 隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440. 遠隔転移 <input type="checkbox"/> 660. 手術なし・術前治療後 <input type="checkbox"/> 777. 該当せず <input type="checkbox"/> 499. 不明		
初回治療	観血的治療	⑱外科的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
		⑲鏡視下	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
		⑳内視鏡的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
	㉑観血的治療の範囲		<input type="checkbox"/> 1. 原発巣切除 <input type="checkbox"/> 4. 姑息的な観血的治療 <input type="checkbox"/> 6. 観血的治療なし <input type="checkbox"/> 9. 不明		
	その他治療	㉒放射線療法	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
		㉓化学療法	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
㉔内分泌療法		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明			
㉕その他治療		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明			
⑳死亡日		<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input checked="" type="checkbox"/> 4. 平成 <input type="text"/> 28 年 <input type="text"/> 9 月 <input type="text"/> 1 日			
備考		死亡票に記載の原発部位：大脳 死亡票に記載の病理診断：海綿状血管腫			

✓ 全国がん登録届出票①

①病院等の名称						
②診療録番号		(全半角16文字)				
③カナ氏名		シ	(全角カナ10文字)	メイ	(全角カナ10文字)	
④氏名		氏	(全角10文字)	名	(全角10文字)	
⑤性別		<input type="checkbox"/> 1. 男性 <input type="checkbox"/> 2. 女性				
⑥生年月日		<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 1. 明治 <input type="checkbox"/> 2. 大正 <input type="checkbox"/> 3. 昭和 <input type="checkbox"/> 4. 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日				
⑦診断時住所		都道府県選択	<input type="text"/>			
		市区町村以下	<input type="text"/>			
腫瘍の種類	⑧側性		<input type="checkbox"/> 1. 右 <input type="checkbox"/> 2. 左 <input type="checkbox"/> 3. 両側 <input type="checkbox"/> 7. 側性なし <input type="checkbox"/> 9. 不明			
	⑨原発部位	大分類	<input type="text"/>			
		詳細分類	<input type="text"/>			
	⑩病理診断	組織型・性状	<input type="text"/>			
診断情報	⑪診断施設		<input type="checkbox"/> 1. 自施設診断 <input type="checkbox"/> 2. 他施設診断			
	⑫治療施設		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で初回治療を開始 <input type="checkbox"/> 3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 <input type="checkbox"/> 4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 <input type="checkbox"/> 8. その他			
	⑬診断根拠		<input type="checkbox"/> 1. 原発巣の組織診 <input type="checkbox"/> 2. 転移巣の組織診 <input type="checkbox"/> 3. 細胞診 <input type="checkbox"/> 4. 部位特異的腫瘍マーカー <input type="checkbox"/> 5. 臨床検査 <input type="checkbox"/> 6. 臨床診断 <input type="checkbox"/> 9. 不明			
	⑭診断日		<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
	⑮発見経緯		<input type="checkbox"/> 1. がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 <input type="checkbox"/> 3. 他疾患の経過観察中の偶然発見 <input type="checkbox"/> 4. 剖検発見 <input type="checkbox"/> 8. その他 <input type="checkbox"/> 9. 不明			
	⑯発見経緯					
進行度	⑯①進展度・治療前		<input type="checkbox"/> 400. 上皮内 <input type="checkbox"/> 410. 限局 <input type="checkbox"/> 420. 領域リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430. 隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440. 遠隔転移 <input type="checkbox"/> 777. 該当せず <input type="checkbox"/> 499. 不明			
	⑯②進展度・術後病理学的		<input type="checkbox"/> 400. 上皮内 <input type="checkbox"/> 410. 限局 <input type="checkbox"/> 420. 領域リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430. 隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440. 遠隔転移 <input type="checkbox"/> 660. 手術なし・術前治療後 <input type="checkbox"/> 777. 該当せず <input type="checkbox"/> 499. 不明			
初回治療	⑯③① 観血的治療	⑯③①① 外科的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明			
		⑯③①② 鏡視下	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明			
		⑯③①③ 内視鏡的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明			
	⑯③② 観血的治療の範囲		<input type="checkbox"/> 1. 腫瘍遺残なし <input type="checkbox"/> 4. 腫瘍遺残あり <input type="checkbox"/> 6. 観血的治療なし <input type="checkbox"/> 9. 不明			
	⑯③② その他治療	⑯③②① 放射線療法		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
		⑯③②② 化学療法		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
⑯③②③ 内分泌療法		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明				
⑯③②④ その他治療		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明				
⑯④ 死亡日		<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日				
備考		<input type="text"/>				

(全半角128文字)